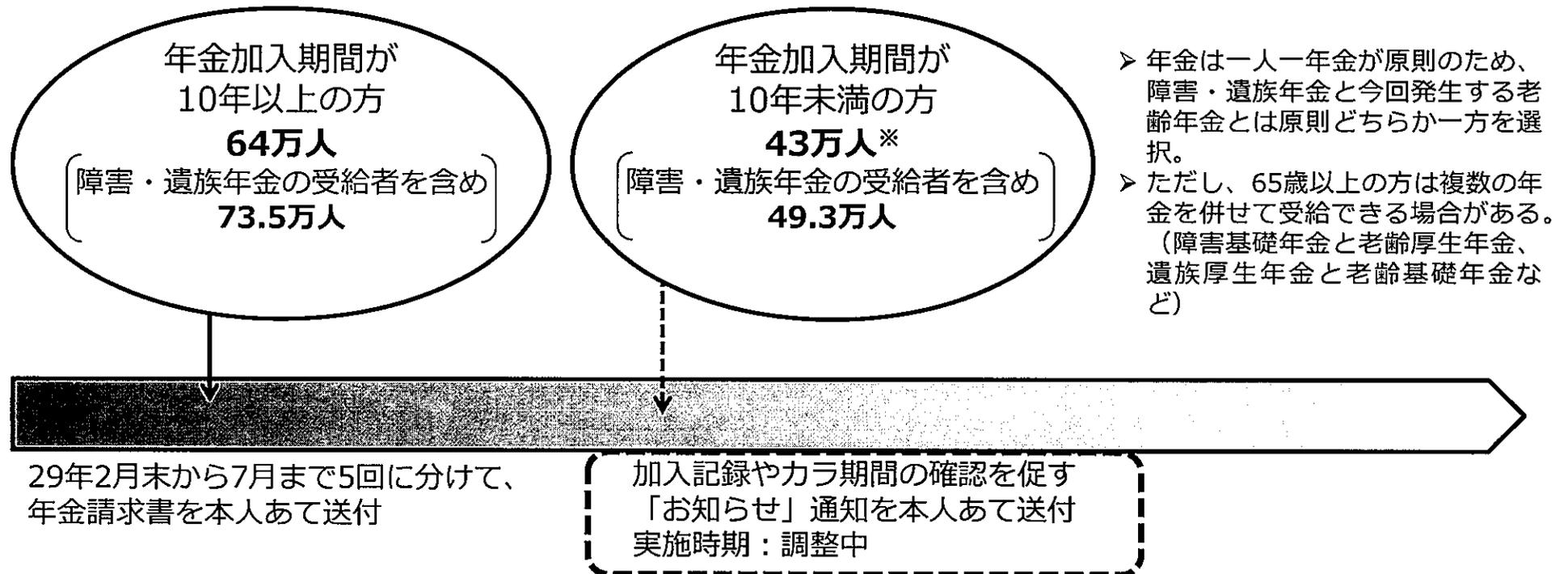


受給資格期間短縮に係る対応について (10年未満加入者に対する対応等)

- 年金受給資格期間の短縮（25年⇒10年）が平成29年8月1日から施行される。
- 日本年金機構では、年金加入期間が10年以上ある方に対して、平成29年2月末より年金請求書を順次送付する予定。
- 日本年金機構が保有する年金加入期間が10年未満の方についても、以下の場合（複数の組合せによるものを含む。）に年金受給資格期間を満たすことが考えられることから、年金加入期間が10年以上ある方に対する対応がおおむね終了した時期以後に「お知らせ」通知の送付を開始する。（平成29年中をめど）
 - 年金加入記録に漏れがある
 - 60歳から65歳まで任意加入する（昭和40年4月1日以前生まれの方は70歳まで）
 - 後納制度を使い未納期間を解消する（5年後納は平成30年9月までの時限措置）
 - 合算対象期間がある
 - ・ 昭和36年4月からの国民年金任意加入の未納の期間
 - ・ 昭和36年4月～昭和61年3月の間の脱退手当金の支給記録があり、昭和61年4月以後65歳までの間に納付済期間または免除期間がある
 - ・ 昭和36年4月～昭和61年3月の間の被用者年金の障害年金の受給権者、その配偶者、被用者年金の遺族年金の受給権者である期間
 - ・ 昭和36年4月からの在外邦人である期間、昭和36年4月～平成3年3月の間の学生である期間、昭和36年4月～昭和61年3月の間の被用者の配偶者である期間 など
 - 旧令共済組合期間がある
- 任意加入制度や後納制度については、本年2月以降、医療機関、金融機関等に配付予定のリーフレットなどを活用し周知を行うとともに、「お知らせ」通知にも明記する。

受給資格期間短縮による年金請求書の送付スケジュール等

- **年金請求書を送付する方**は、今回はじめて年金の受給権が生じるとと思われる**64万人**に、すでに障害・遺族を要件とした年金を受給していて今回老齢基礎年金等の受給可能性のある方を加えた**73.5万人**を予定。
- **10年未満のお知らせを送付する方**は、現在年金を受給していない**43万人**に、すでに障害・遺族を要件とした年金を受給している方を加えた**49.3万人**を予定。



※任意加入すれば、今回の改正により、受給権が生じる可能性のある方17万人と、それ以外のいわゆる無年金の方26万人の合計

